

## 米国における AI 法の策定に向けた大統領令

江夏 あかね

## ■ 要 約 ■

1. 米国のドナルド・トランプ大統領は 2025 年 12 月 11 日、「人工知能（AI）に関する国家政策枠組み」と題した大統領令に署名した。同大統領令は、米国の AI をめぐる競争力を強化すべく、州政府による過度な負担を招く AI 関連規制を牽制し、国家レベルの AI 法の枠組みを策定することを目指している。
2. 同大統領令の主な注目点としては、（1）AI 訴訟タスクフォースの設立、（2）AI に関する州法の評価、（3）州への資金援助に関する制限、（4）AI モデルに関する州法に対する連邦法の優越に係るポリシー・ステートメント、（5）立法勧告の作成、が挙げられる。
3. 今般の大統領令をめぐっては、支持する声がある一方、AI 関連法を制定している州以外からも、疑問視する声も出ている。加えて、トランプ大統領や一部の支持者は 2025 年に入って何度も州レベルの AI 規制を阻止しようと試みてきたものの、いずれも失敗している。その意味では、同大統領が目指す連邦政府レベルの AI 法の枠組みの策定が実現する可能性を見極めるのは現時点では時期尚早と考えられる。
4. 米国の AI をめぐる法的環境は五里霧中とも言えるが、企業が価値を維持・向上させるためには、引き続き AI ガバナンスを意識することが大切である。具体的には、米国も含めた自社のエクスポージャーがある国・地域の法規制をめぐる動きを注視しつつ、自社にとってその時々における最適な管理・監視体制を構築し、見直していくといった体制がますます重要になると想定される。

## 野村資本市場研究所 関連論文等

- ・江夏あかね「AI 法の成立と日欧米の現在地」『野村サステナビリティクォーターリー』2025 年夏号。
- ・江夏あかね「AI 規則を簡素化する欧州委員会の『デジタル・オムニバス法案』」『野村資本市場クォーターリー』2026 年冬号。
- ・江夏あかね「AI ガバナンスの概念と政府・企業・投資家による対応ーリスク調整後の投資パフォーマンスの向上に向けてー」『野村サステナビリティクォーターリー』2024 年秋号。

## I AI規制を連邦政府に一本化するための大統領令

米国のドナルド・トランプ大統領は 2025 年 12 月 11 日、「人工知能（AI）に関する国家政策枠組み」と題した大統領令（以下、大統領令）に署名した<sup>1</sup>（図表 1 参照）。大統領令には、AI をめぐる米国の競争力を強化すべく、イノベーションを妨げる恐れのある、過度な負担となる州法を牽制し、連邦政府レベルの AI 法の枠組みを策定すること等が記されている。

図表 1 大統領令「AIに関する国家政策枠組み」の概要

セクション	内容
1 目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>政権は議会と協力し、50州が各々異なる基準を定めるのではなく、負担が最小限となる国家基準を確立しなければならない</li> <li>最終的に策定される枠組みは、本大統領令が定められた政策に抵触する州法を禁じるものでなければならない。そして、児童の保護、検閲の防止、著作権の尊重、地域社会の安全を守ることを確実にしなければならない</li> <li>国家基準が確立されるまでは、政権はイノベーションを妨げる恐れのある、過度な負担となる州レベルの法律に対して、政権が対応することが不可欠である</li> </ul>
2 政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国の政策は、AIに関する国家的枠組みを最小限の負担にとどめることにより、米国の世界的なAI優位性を維持・強化することである</li> </ul>
3 AI訴訟タスクフォース	<ul style="list-style-type: none"> <li>本大統領令の日付から 30 日以内に、司法長官はAI訴訟タスクフォース（以下、タスクフォース）を設置するものとし、その唯一の責任は本大統領令に反する州のAI関連法に異議を申し立てることとする</li> </ul>
4 AIに関する州法の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>本大統領令の日付から 90 日以内に、商務長官は、AI・暗号通貨担当特別顧問、大統領補佐官（経済政策担当）、大統領補佐官（科学技術担当）及び大統領補佐官兼大統領顧問と協議の上、本大統領令に定める方針と抵触する、負担が重い州法並びにタスクフォースに付託すべき法律を特定し、既存の州のAI関連法に関する評価を公表するものとする</li> </ul>
5 州への資金援助に関する制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>本大統領令の日付から90日以内に、商務長官は通信情報担当商務次官を通じて、本大統領令等に整合させつつ、政権による「取引の利益」改革で確保された「ブロードバンド公平アクセス・展開（BEAD）プログラム」に関する残りの資金援助について、州が交付対象となる条件を定める政策通知を发出するものとする。当該政策通知には、大統領令によって特定された負担の重い州法を有する州について、連邦法で認められる範囲で、同資金の対象外となることを規定しなければならない</li> </ul>
6 連邦報告・開示基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>セクション4で特定された事項の公表から90日以内に、連邦通信委員会（FCC）委員長は、AI・暗号通貨担当特別顧問と協議の上、方針に抵触する州法を無効化するAIモデルに関する連邦の報告及び開示基準を採用するか否かを判断するための手続きを開始するものとする</li> </ul>
7 AIモデルにおける欺瞞的行為を命令する州法に対する優越	<ul style="list-style-type: none"> <li>本大統領令の日付から 90 日以内に、連邦取引委員会（FTC）委員長は、AI・暗号通貨担当特別顧問と協議の上、米国連邦取引委員会法（FTC法）に基づく不正かつ欺瞞的な行為または慣行の禁止条項がAIモデルにどのように適用されるかについてのポリシー・ステートメントを发出するものとする</li> <li>当該ポリシー・ステートメントは、AIモデルの事実即ちアウトプットへの改変を要求する州法に関して、どのような状況下で、商取引に影響を与える欺瞞的な行為または慣行への関与を禁止する連邦取引委員会法が優越になるかを説明しなければならない</li> </ul>
8 立法	<ul style="list-style-type: none"> <li>AI・暗号通貨特別顧問及び大統領補佐官（科学技術担当）は共同で、連邦レベルの統一的なAI政策枠組みを確立するための立法勧告を作成するものとする。この勧告は、本大統領令に示された政策と矛盾する州のAI関連法を無効化することを目的とする</li> <li>ただし、当該立法勧告は、以下に関する適法な州のAI関連法を無効化することを提案してはならない。(1)児童の安全保護、(2)一般に適用される許認可改革を除く、AIコンピューティング及びデータセンターのインフラ、(3)州政府によるAIの調達及び使用に関するもの、(4)その他、別途定められる事項</li> </ul>
9 一般規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>本大統領令のいかなる規定も、以下を損なうものと解釈されてはならず、また影響を及ぼすものでもない。(1)法により行政省庁または機関、あるいはその長に付与された権限、または、(2)予算、行政、または立法に関する提案に係る管理予算局長官の職務</li> </ul>

（出所） White House, “Ensuring a National Policy Framework for Artificial Intelligence,” December 11, 2025、より  
野村資本市場研究所作成

<sup>1</sup> White House, “Ensuring a National Policy Framework for Artificial Intelligence,” December 11, 2025.

米国では、トランプ政権が 2025 年 1 月、前政権による大統領令を撤回し、AI をめぐる規制緩和を指示する大統領令<sup>2</sup>を公表した。さらに、同年 7 月には AI 分野の競争力強化に向けた AI 行動計画を発表した<sup>3</sup>。今般の大統領令は AI 行動計画に基づくものである。

一方、州レベルでは 2023 年頃から AI 関連法案の制定が続いており、カリフォルニア州、コロラド州、ユタ州、テキサス州では包括的 AI 規制法が成立し、2026 年の年明けから春にかけて施行予定となっている。大統領令と共に公表されたファクトシートでは、(1) 「州議会は 1,000 以上の異なる AI 法案を提出し、規則、開示、報告義務のパッチワーク状態を作り出した」、(2) 「カリフォルニアやコロラド等の州では、AI 企業にアウトプットを検閲し、プログラミングに左翼的イデオロギーの織り込みを義務付けることを検討している」<sup>4</sup>等の指摘が示された。

## II 大統領令に関する主な注目点

大統領令は 9 つのセクションで構成されているが、主な注目点としては、(1) AI 訴訟タスクフォースの設立、(2) AI に関する州法の評価、(3) 州への資金援助に関する制限、(4) AI モデルに関する州法に対する連邦法の優越に係るポリシー・ステートメント、(5) 立法勧告の作成、が挙げられる。

### 1. AI 訴訟タスクフォースの設立

大統領令セクション 3 には、(1) 司法長官が 30 日以内に AI 訴訟タスクフォースを設立、(2) 同タスクフォースの唯一の責任は、大統領令に定める方針に反する州の AI 関連法に異議を申し立てること、と記された。そして、異議申し立ての根拠としては、(1) 当該法が合衆国憲法に反して州際通商を規制している、(2) 既存の連邦規制が優越する、(3) 司法長官の判断において違法である、といった理由が例示された。加えて、タスクフォースは、特定の州の AI 関連法が異議申立てに値するか否かについて、随時、AI・暗号通貨担当の特別顧問、大統領補佐官（科学技術担当）、大統領補佐官（経済政策担当）及び大統領補佐官兼大統領弁護官と協議するものとする記された。

### 2. AI に関する州法の評価

大統領令セクション 4 には、商務長官が 90 日以内に、同長官の権限に従い、AI・暗号通貨担当特別顧問、大統領補佐官（経済政策担当）、大統領補佐官（科学技術担当）及び大統領補佐官兼大統領弁護官と協議の上、(1) 大統領令に定める方針と抵触する負担の

<sup>2</sup> White House, “Removing Barriers to American Leadership in Artificial Intelligence,” January 23, 2025.

<sup>3</sup> White House, “White House Unveils America’s AI Action Plan,” July 23, 2025.

<sup>4</sup> White House, “Fact Sheet: President Donald J. Trump Ensures a National Policy Framework for Artificial Intelligence,” December 11, 2025.

重い州法並びにタスクフォースに付託すべき法を特定、(2) 既存の州の AI 関連法に関する評価を公表、と記された。特に、当該州の AI 関連法の評価については、少なくとも、(1) AI モデルに事実即したアウトプットを変更することを要求する法律、(2) AI の開発者や導入者に対し、合衆国憲法等に違反する方法で情報の開示または報告を義務付ける可能性のある法律、を特定すると記された。加えて、大統領令の方針に沿って AI のイノベーションを促進する州法を特定することもあり得ると言及された。

### 3. 州への資金援助に関する制限

大統領令セクション 5 では、商務長官が通信情報担当商務次官を通じて、全米での高速インターネット整備を目指してバイデン前政権が創設した「ブロードバンド公平アクセス・展開 (BEAD) プログラム」(約 425 億ドル) の資金の対象となり得る条件を定める方針通知を発出するとされた。当該方針通知には、州 AI 法の評価に基づき特定された負担の大きい AI 法を有する州が、連邦法で許される範囲で、同資金の対象外となることを規定しなければならないとされた。併せて、AI に関する州毎の断片的な規制環境が BEAD 資金を通じた高速インターネットの展開、同ネットワークに依存する AI アプリケーションの成長及び普遍的な高速接続の提供といった BEAD の使命をいかに脅かすか説明しなければならないと記された。

### 4. AI モデルに関する州法に対する連邦法の優越に係るポリシー・ステートメント

大統領令には、連邦法の優越 (preempt) という用語が 6 回登場している。これは、合衆国憲法が国の最高法規であることを根拠に、ある事項を規制する連邦制定法は同じ事項を規制する州制定法に優越し、州制定法は連邦制定法により無効とされることを指すという概念である<sup>5</sup>。

大統領令セクション 7 には、連邦取引委員会 (FTC) 委員長が 90 日以内に、AI・暗号通貨担当特別顧問と協議の上、米国連邦取引委員会法<sup>6</sup> (FTC 法) に基づく不公正かつ欺瞞的な行為または慣行の禁止条項が AI モデルにどのように適用されるかについてのポリシー・ステートメントを発出するものとする旨と記された。そして、当該ポリシー・ステートメントは、AI モデルの事実即したアウトプットを改変することを要求する州法に関して、どのような状況下で、商取引に影響を及ぼす欺瞞的な行為または慣行への関与を禁止する連邦取引委員会法が優越になるかを説明しなければならないと言及された。

<sup>5</sup> 田中英夫編『英米法辞典』東京大学出版会、1991年。

<sup>6</sup> 米国連邦取引委員会法は、消費者を保護するために事業者の「不公正または欺瞞的な」行為または慣行を禁止する法律であり、消費者の個人情報の収集、処理、保護及び開示についても、適用される。適用対象は広く、金融機関等一部の事業者を除き、米国でビジネスを行う企業または個人に適用される (龍野滋幹・中島浩斗「データ越境移転規制の最新動向 [第3回] 米国 (ニューヨーク州)」『Business & Law』2021年10月1日)。

## 5. 立法勧告の作成

大統領令セクション 8 には、暗号通貨特別顧問及び大統領補佐官（科学技術担当）は共同で、連邦レベルの統一的な AI 政策枠組みを確立するための立法勧告を作成すると示された。併せて、本勧告について、（1）大統領令に示された政策と矛盾する州の AI 関連法を無効化することを目的とする、（2）児童の安全保護、一般に適用される許認可改革を除く AI コンピューティング及びデータセンターのインフラ、州政府による AI の調達及び使用に関するもの等に関する州の AI 関連法を無効化することを提案してはならない、と記された。

### III 今後の論点

今般示された大統領令は、米国の AI をめぐる競争力を強化すべく、州政府による過度な負担を招く AI 関連規制を牽制し、国家レベルの AI 法の枠組みを策定することを目指している。

そもそも、米国における大統領令とは、大統領が連邦政府や軍に対して出す行政命令やその権限を指し、法的な拘束力を持ち、議会の承認を得ずに実施できるというものである<sup>7</sup>。議会と最高裁判所が大統領令を監視し、不適当と判断した場合には各々大統領令を無効とする法律の発効や違憲判決を下す等の歯止めをかける仕組みがあるものの、政策をすぐに実行に移せるという意味で、大統領にとって強力な権限と言える。トランプ氏は、1 期目（2017 年 1 月～2021 年 1 月）も歴代の米大統領に比して大統領令を多用してきた経緯がある<sup>8</sup>。

今般の大統領令をめぐるっては、支持する声がある一方、AI 関連法を制定している州以外からも、疑問視する声も出ている。例えば、AI に関する超党派議員団の共同議長を務める民主党のドン・バイヤー下院議員は、（1）州で可決された安全改革を抑圧し、「米国人を危険に晒す AI 企業の無法地帯」を生み出す、（2）議会が行動する可能性が低下するだけでなく、合衆国憲法修正第 10 条（連邦政府に委任されていない権限は州または国民に属すると規定）に違反する公算が大きい、等の意見を明らかにしている<sup>9</sup>。

さらに、トランプ大統領や一部の支持者は 2025 年に入って何度も州レベルの AI 規制を阻止しようと試みてきたものの、いずれも失敗している<sup>10</sup>。例えば、（1）上院は 2025 年

<sup>7</sup> 野村證券「大統領令 | 証券用語解説集」、「トランプ氏が連発した大統領令ってどんなもの？…署名一つで議会承認抜きに政府や軍に命令可能」『読売新聞』2025 年 1 月 21 日、「大統領令とは 法的拘束力、議会の承認得ず政策実行」『日本経済新聞』2021 年 1 月 22 日、「【やさしく解説】トランプ氏が連発『大統領令』って何？◆『紙ストロー廃止』『メキシコ湾と呼ぶな』」『時事通信』2025 年 4 月 2 日。

<sup>8</sup> カリフォルニア大学サンタバーバラ校の「アメリカン・プレジデンシー・プロジェクト」によると、トランプ氏は 1 期目の 4 年間で 220 本の大統領令を出した。年平均の 55 本は、ジミー・カーター政権の 80 本以来の多さだったが、フランクリン・ルーズベルト政権の 307 本に比べれば少ない（「トランプ氏が連発した大統領令ってどんなもの？…署名一つで議会承認抜きに政府や軍に命令可能」『読売新聞』2025 年 1 月 21 日）。

<sup>9</sup> 「トランプ氏、州レベルの AI 法抑制へ大統領令」『ロイター』2025 年 12 月 12 日。

<sup>10</sup> “Trump Signs Executive Order Blocking States from Enforcing Their Own Regulations around AI,” *CNN*, December 12, 2025; “Trump is Trying to Preempt State AI Laws via an Executive Order. It May not be Legal,” *NPR*, December 11, 2025.

7月、トランプ大統領の包括的な国内政策法案が可決する前に、州のAI規制の執行を10年間停止するモラトリアム条項をほぼ全会一致で削除した、(2) 共和党の議員らが2025年12月、年間国防予算法案にAIに関して連邦法の優越に関する規定を盛り込もうとしたものの、実現に至らなかった、といった経緯がある。

このような状況を踏まえると、トランプ大統領が目指す国家レベルのAI法の枠組みの策定が実現する可能性を見極めるのは現時点では時期尚早と言える。また、仮に実現する場合でも、州法の無効化に当たり法廷論争に発展する可能性もあり、完全に無効化するまでに相応の時間を要したり、州法の内容が一部存続する可能性も考えられる。

米国のAIをめぐる法的環境は五里霧中とも言えるが、企業がその価値を維持・向上させるためには、引き続きAIガバナンスを意識することが大切である。AIガバナンスは、端的には、AI利用によるリスクを管理・抑制しつつ、最大限の便益を得ることを目的とするものである<sup>11</sup>。具体的には、米国も含めた自社のエクスポージャーがある国・地域の法規制をめぐる動きを注視しつつ、自社にとってその時々における最適な管理・監視体制を構築し、見直していくといった体制がますます重要になると想定される。

---

<sup>11</sup> 詳細は、江夏あかね「AIガバナンスの概念と政府・企業・投資家による対応ーリスク調整後の投資パフォーマンスの向上に向けてー」『野村サステナビリティクォーターリー』2024年秋号、を参照されたい。